

令和 8 年

第 2 回市議会定例会 議案第 3 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

函館市長 大 泉 潤

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年函館市条例第 1 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項中「1, 0 8 0 円」を「1, 4 4 0 円」に改め、同条
第 3 項第 1 号中「1, 6 2 0 円」を「2, 1 6 0 円」に改め、同項第 2
号中「2, 1 6 0 円」を「2, 8 8 0 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 1 5 条第 2 項および
第 3 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（災害応急作業等手当の内払）

- 2 改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」
という。）の規定を適用する場合には、改正前の一般職の職員の給与
に関する条例の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改
正後の条例の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

（市長への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市
長が定める。

(提案理由)

災害応急作業等手当の額を改定するため